

## 出来事（2011年12）

### 1. 食品添加物の新規指定

12月27日、イソキノリンとピロールの2品目（いずれも香料）が指定され、423品目になりました。

香料4品目及びサッカリンカルシウムが薬食審・食品衛生分科会での審議、WTO通報等、指定に向けた手続きが進められています。

- 1) (3-アミノ-3-カルボキシプロピル)ジメチルスルホニウム塩化物
- 2) 2-エチル-6-メチルピラジン
- 3) トリメチルアミン
- 4) trans-2-メチル-2-ブテナール
- 5) サッカリンカルシウム

### 2. 消費者庁・食品表示一元化

2011年12月19日、航空会館にて、消費者庁の「食品表示一元化検討会」の第4回の会合が行われました。

- ・加工食品の原料原産地表示の拡大について
- ・食品表示の適用範囲について

### 3. 食品の放射能問題

#### 1) 規制（新たな規制値）

飲料水：10Bq/kg、牛乳：50Bq/kg、乳児用食品：50Bq/kg、一般食品：100Bq/kgとする新しい規制を、来年4月から施行することとし、12月27日、放射線審議会に諮問されました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001z9vp-att/2r9852000001z9zg.pdf>

#### 2) 出荷制限（12月22日 現在）厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001a3pj-att/2r9852000001a3rg.pdf>

#### 3) 検査結果（12月26日 現在）厚生労働省 第282報

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001z7jg.html>

### ●これまでに暫定規制値を超える放射性物質が検出された品目

#### ア：野菜類

たけのこ、ほうれんそう、原木しいたけ（露地栽培、施設栽培）、ブロッコリー、ウメ、アブラナ、小松菜、茎立菜、キャベツ、信夫冬菜、アラメ、紅葉苔、みずな、サニーレタス、くさそてつ、かぶ、花わさび、ビタミンナ、山東菜、セリ、パセリ、春菊、かきな、ちじれ菜、ちんげんさい、セルリー、サンチュ、ビワ、イチジク、ユズ（出荷制限 2011.08.29.）、きのこ類（野生のもの、出荷制限：2011.9.15.）、クリ（出荷制限 2011.09.20）、原木ナメコ（出荷制限 2011.10.31.）、原木クリタケ（露

地栽培、出荷制限 2011.11.08.)、米 (出荷制限 2011.11.17)、キューイフルーツ (出荷制限 2011.12.09)、

イ：乳製品 原乳

ウ：肉等 牛肉、イノシシ肉 (出荷制限 2011.11.09)、クマ肉 (出荷制限 2011.12.2.)

エ：水産物

アユ、ヤマメ、アイナメ、イカナゴ稚魚、シラス、ホッキガイ、キタムラサキウニ、ウグイ、シロメバル、ワカサギ、エゾイソアイナメ、ムラサキイガイ、ウニ、イワナ、イシガレイ、ムクズガニ、コモンカスベ、ババカレイ、ヒラメ、ウスメバル、ホンモロコ、ワカメ、ヒジキ

オ：その他

生茶葉、荒茶、製茶、小麦、なたね

#### 4) 海外における日本製品の規制

諸外国の輸入に当たっての規制措置は、農林水産省のホームページに紹介されています。(12月28日現在、但し、輸出に当たっては直接確認して下さい。)

[http://www.maff.go.jp/j/export/e\\_info/pdf/kensa\\_1228.pdf](http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/pdf/kensa_1228.pdf)

農林水産物の輸出に関する証明書の発行についても、農林水産省のホームページに掲載されています。(12月22日現在) [http://www.maff.go.jp/j/export/e\\_shoumei/shoumei.html](http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei.html)

また、諸外国向け水産物の輸出証明の窓口も掲載されています。(11月18日現在)

[http://www.maff.go.jp/j/export/e\\_info/pdf/ichiran\\_1118.pdf](http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/pdf/ichiran_1118.pdf)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等  
(12月22日 現在)

		福島県	
		出荷制限	摂取制限
野菜類	原乳	3/21～(2市6町3村 <sup>※1</sup> )	
	非結球性果実類 (ホウレンソウ、コマナ等)	3/23～(2市6町3村 <sup>※2</sup> ) (ホウレンソウ、カキナは3/21～)	3/23～(2市6町3村 <sup>※2</sup> )
	結球性果実類 (キャベツ)		
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)	3/23～(2市6町3村 <sup>※2</sup> )	3/23～(2市6町3村 <sup>※2</sup> )
	カブ	3/23～(2市6町3村 <sup>※2</sup> )	
	原産シイタケ(露地栽培)	4/13～(4市2町3村 <sup>※3</sup> )	
		4/18～(福島市) 4/25～(本宮市) 10/18～(二本松市)	4/13～(飯沼村)
	原産シイタケ(施設栽培)	7/19～(伊達市)	
		7/22～(新地町) 11/14～(川俣町)	
	原産ナメコ(露地栽培)	10/31～(相馬市、いわき市)	
	キノコ類 (野生のものに限る。)	9/15～(11市21町11村 <sup>※5</sup> ) ( <u>磐梯町、吾妻町の町域については、9/6から出荷制限</u> ) 10/18～(喜多方市)	9/15～(いわき市、槻野町) 9/20～(南相馬市) ( <u>磐梯町の町域については、9/6から摂取制限</u> )
	たけのこ	5/9～(伊達市、相馬市、三善町) 5/13～(南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、高崎村)	
	くまてつ(ごま)	5/9～(福島市、桑折町)	
	ウメ	5/2～(福島市、伊達市、桑折町) 6/8～(相馬市、南相馬市)	
	ユズ	8/29～(福島市、南相馬市) 10/14～(伊達市、桑折町)	
クリ	9/20～(伊達市、南相馬市)		
キウイフルーツ	12/9～(相馬市、南相馬市)		
穀類	米(平成23年度)	11/17～(福島市(田心田村の区域に限る。)) 11/29～(伊達市(田心田村及び旧月形町の区域に限る。)) 12/9～(福島市(旧伊達市の区域に限る。)) 12/9～(二本松市(旧川俣町の区域に限る。)) 12/9～(伊達市(旧伊達市及び旧鷹巣町の区域に限る。)) 12/12～(伊達市(旧田代町の区域に限る。))	
	イカナゴの稚魚	4/20～(全県)	4/20～(全県)
	ヤマメ(養殖を除く。)	6/8～(磐前川、樽原川及び小野川(湖並ひここれらの湖に流入する河川、長瀬川(龍川の合流点から上流の部分に限る。)、福島県内の阿武隈川(交流を含む。))及び真野川)	
	ウグイ	6/17～(真野川(交流を含む。)) 6/17～(真野川(交流を含む。))	
	アユ(養殖を除く。)	6/21～(阿武隈川(約95%位までの下流(交流を含む。))、真野川(交流を含む。))、新田川(交流を含む。))	
肉	牛肉 <sup>※6</sup>	7/19～(全県、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	
	イノシシ肉	11/9～(伊達市、相馬市、南相馬市) 11/26～(伊達市、相馬市、南相馬市、川俣町)	11/9～(伊達市、相馬市、南相馬市) 11/26～(伊達市、相馬市、南相馬市、川俣町)
	ウマ肉	12/2～(福島市、相馬市)	
<b>茨城県</b>			
		出荷制限	摂取制限
野菜類	原産シイタケ(露地栽培)	10/14～(土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市、茨城県、岡原町)	
	原産シイタケ(施設栽培)	10/14～(土浦市、鉾田市、茨城県)	
肉	イノシシ肉	12/21～(全県、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)	
その他	茶	5/2～(2市6町2村 <sup>※11</sup> )	
<b>栃木県</b>			
		出荷制限	摂取制限
野菜類	原産クリタケ(露地栽培)	11/7～(鹿沼市、桑原市) 11/9～(大田原市、那須塩原市) 11/14～(5市5町 <sup>※12</sup> )	
	原産ナメコ(露地栽培)	11/14～(那須塩原市、日光市)	
肉	牛肉 <sup>※6</sup>	8/2～(全県、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	
	イノシシ肉 シカ肉	12/5～(全県、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) 12/2～(全県)	
その他	茶	5/2～(鹿沼市、大田原市) 7/8～(日光市)	
<b>千葉県</b>			
		出荷制限	摂取制限
野菜類	原産シイタケ(露地栽培)	11/11～(我孫子市、君津市) 11/18～(鎌山市) 12/22～(佐倉市)	
その他	茶	5/2～(野田町、成田市、八柱市、夷野市、山武市) 7/4～(勝沼市)	
<b>神奈川県</b>			
		出荷制限	摂取制限
その他	茶	5/2～(鎌倉市)	
<b>群馬県</b>			
		出荷制限	摂取制限
肉	牛肉 <sup>※6</sup>	7/28～(全県、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	
<b>埼玉県</b>			
		出荷制限	摂取制限
肉	牛肉 <sup>※6</sup>	8/1～(全県、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字藤、原町区高倉字法木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字旗川、原町区馬場字茶師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、福島町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村及び飯館村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字藤、原町区高倉字法木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字旗川、原町区馬場字茶師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、福島町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村及び飯館村

※3 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字藤、原町区高倉字法木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字旗川、原町区馬場字茶師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、福島町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村及び飯館村

※4 伊達市、相馬市、南相馬市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村及び川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)

※5 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鎌石町、石川町、須川町、棚倉町、古殿町、三善町、小野町、矢吹町、茨原町、槻野町、猪苗代町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮎川村、川内村、葛尾村、飯館村

※6 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月31日までの牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し止めるよう要請

※7 相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村

※8 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※9 郡山市、須賀川市、田村市、白河市、いわき市、鎌石町、石川町、須川町、古殿町、三善町、小野町、矢吹町、棚倉町、茨原町、槻野町、猪苗代町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮎川村

※10 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、桑折町、国見町、川俣町、三善町、小野町、鎌石町、石川町、須川町、古殿町、矢吹町、棚倉町、茨原町、槻野町、猪苗代町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮎川村

※11 水戸市、日立市、土浦市、石岡市、特城市、龍ヶ崎市、下妻市、常陸大田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、坂西市、稲敷市、かすみがうら市、沼川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城県、大洗町、坂里町、大子町、岡見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、英新町

※12 足利市、佐野市、真岡市、まさら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市員町、芳賀町、高根深町

#### 4. 未審査の遺伝子組換え調味料

12月5日の食品安全委員会で厚生労働省が次のように説明しました。

1) CN01-0118株を利用して生産された5'-イノシン酸二ナトリウム

2) KCJ-1304株を利用して生産された5'-グアニル酸二ナトリウム

- ・企業申請品目であり、企業秘密に関わる部分についての審議は一部非公開で行われた。
- ・現時点の当委員会の見解として以下が示され、本件については、必要なデータが厚生労働省から提出され次第、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとなった。
- ・現時点において入手し得た情報に基づいて判断する限りにおいては、「5'-グアニル酸二ナトリウム」そのものの成分規格に関するデータはないが、「5'-イノシン酸二ナトリウム」及び5'-グアニル酸二ナトリウムと5'-イノシン酸二ナトリウムの混合物である「5'-リボヌクレオチド二ナトリウム」に関しては、食品添加物公定書の成分規格を満たしているとのことである。
- ・「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）第1章第3に規定する「組換えDNA技術によって最終的に宿主に導入されたDNAが、当該微生物と分類学上の同一の種に属する微生物のDNAのみである場合」に該当することを示すためには、一部追加のデータが必要となる。
- ・「5'-イノシン酸二ナトリウム」及び「5'-リボヌクレオチド二ナトリウム」に関して、既存の非有効成分の含有量が増えており、その物質に関する詳細なデータを確認する必要があるが提出されたデータからは、当該非有効成分は既存添加物として認められている物質と考えられる。
- ・また、本件については、必要なデータが厚生労働省から提出され次第、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議する。

#### 5. 未審査の遺伝子組換え添加物

12月22日、厚生労働省は、「食品衛生法第11条第1項に基づく『組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続』（平成12年厚生省告示第233号）第3条に定める安全性審査を経ていなかった遺伝子組換え微生物を利用した添加物『リボフラビン（ビタミンB<sub>2</sub>）』と『キシラナーゼ』が確認された」と報じました。

##### 1) リボフラビンの取扱い

平成23年12月20日、BASFジャパン株式会社に対し、当該リボフラビンの輸入、販売を取りやめるよう指示するとともに、食品安全委員会の安全性評価に必要な資料の提出を指示しました。

##### 2) キシラナーゼの取扱い

また、平成23年12月21日に報告された、キシラナーゼについても輸入、販売を取りやめるよう指示するとともに、現時点で安全性に関する情報が確認できないため、本日、同社を所管する自治体を通じ、当該製品及び当該製品を用いた食品の回収を指示しました。

\* 遺伝子組換えリボフラビン（ビタミンB<sub>2</sub>）については、ロッッシュ・ビタミン・ジャパン株式会社の申請による安全性確認が食品衛生調査会バイオテクノロジー特別部会でなされ、2001年3月30日に告示されています。

## 6. サッカリンのグループ ADI

12月15日の食品安全委員会で、添加物「サッカリンナトリウム」に係る食品健康影響評価について審議され、サッカリン（サッカリンカルシウム、サッカリンナトリウム及びサッカリン）のグループの一日摂取許容量（ADI）をサッカリンとして3.8mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなりました。

## 7. ナイシンの使用基準拡大への要請予定

「浅漬け」に使用できるように、来年3月に使用基準改正の要請をするとの記事が、12月15日付けの「食品化学新聞」に掲載されました。

## 8. 株式会社山陽マルナカに対する排除命令と課徴金に関する審判請求

公正取引委員会は、当委員会が平成23年6月22日付けで行いました。株式会社山陽マルナカに対する排除措置命令及び課徴金納付命令について、同社から排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審判請求が行われたため、平成23年10月19日、独占禁止法第52条第3項の規定に基づき審判手続を開始することとし、その旨を同社に通知しました。

優越的地位の乱用は、昨年1月施行の改正独禁法で課徴金の対象となります。

## 9. ロシアのWTO加盟

ジュネーブで開催された第8回WTO閣僚会議2日目の12月16日、ロシアの加盟が正式に承認されました。ロシアは今後220日以内に国内で批准し、批准通知から30日以内に正式加盟国になります。ロシア経済発展省のマクシム・メドベトコフ通商交渉局長は、正式加盟は2012年9月頃になると発言しています。  
(12月21日付けJETRO通商弘報)

## 10. クマリン血液凝固抑制剤を使用している患者に対するグルコサミンの安全性に関する声明

EFSAのNDAパネルは、12月8日、クマリン血液凝固抑制剤（特にワルファリン）を使用している患者がグルコサミンを摂取することで、INR（international normalized ratio、プロトロンビン時間の尺度）が増加した症例報告が40以上集められ、多くの場合はグルコサミンの摂取を中止するとINRが正常化することから、グルコサミンとクマリン血液凝固抑制剤が相互作用する根拠があるとしました。  
<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/doc/2473.pdf>

## 11. コメのヒ素は妊婦にリスク

ヒ素は天然に環境中に存在しヒトの健康に有害です。WHOの飲料水基準は、10µg/Lです。PNASの論文で、中国でコメのヒ素の基準値（無機ヒ素:0.15µg/g）が設けられており、米国でも食品中のヒ素濃度の監視が必要だとしました。さらに、WHO及びEPAの飲料水基準値を超えるヒ素濃度の井戸水を飲む女性がいることに懸念を示しました。

<http://www.pnas.org/content/early/2011/11/29/1109127108.full.pdf+html>

一方、韓国食品医薬品安全庁の発表では、1日総ヒ素量は、日本（184.4µg/day）、韓国（168.3µg/day）、米国（95.5µg/day）、イギリス（64.0µg/day）、ドイツ（37.0µg/day）です。

[http://kfda.korea.kr/gonews/branch.do?act=detailView&dataId=155803698&sectionId=p\\_sec\\_1&type=news&flComment=1&flReply=0](http://kfda.korea.kr/gonews/branch.do?act=detailView&dataId=155803698&sectionId=p_sec_1&type=news&flComment=1&flReply=0)

## 12. 「えび及びその加工品」のエンロフロキサシン

本年6月7日から検査が強化されたにもかかわらず「えび及びその加工品」のエンロフロキサシン（合成抗菌剤）による輸入食品の食品衛生法違反が顕著になっています。

輸入者：兼松株式会社、株式会社大市珍味、ナイスフーズ株式会社、住商フーズ株式会社、阪和興業株式会社、ヒガシマルインターナショナル株式会社、株式会社極洋、石光商事株式会社、オーシャントレーダー株式会社

## 13. 輸入食品の特徴的な食品衛生法違反事例（2011年12月）特筆すべき事例のみ紹介します。

- ・株式会社ワタリ、昭和貿易株式会社、IMP西本株式会社がオーストラリアから輸入した「生鮮マンゴー」の自主検査で、一律基準（0.01ppm）を超えてフルジオキサニルが残留したとして、廃棄、積み戻し等が指示されました。
- ・インドネシアから輸入された「乾めん：ビーフン」、中国から輸入された「冷凍レンコン」の自主検査で、使用基準を超えた二酸化硫黄が検出され、廃棄、積み戻し等が指示されました。  
\*二酸化硫黄を使用することができる場合でも、食品毎の残留基準が定められています。
- ・アメリカ合衆国から輸入された「スナック菓子類」の自主検査、フィリピンから輸入された「無加熱摂取冷凍食品：ケーキ」のモニタリング検査で、指定外添加物TBHQが1µg/g検出され、廃棄、積み戻し等が指示されました。
- ・中国から輸入された「乾めん：ビーフン」の自主検査で、Bt63、NNBt コメ陽性による安全性未審査遺伝子組換え米として、成分規格不適合とされ、廃棄、積み戻し等が指示されました。
- ・カナダから輸入された「亜麻の種子」の自主検査、ベトナムから輸入された「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：キャッサバ」の命令検査で、シアン化合物が34～240mg/kg検出され、廃棄、積み戻し等が指示されました。

（作成：2011年12月29日）